

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5 第1項の表の第2号

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2024年11月26日

【中間会計期間】 第121期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

【会社名】 株式会社 北日本銀行

【英訳名】 The Kita-Nippon Bank , Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 石塚 恭路

【本店の所在の場所】 岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号

【電話番号】 盛岡(019)653局1111番(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経営企画部長 高橋 学

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田錦町一丁目8番地
株式会社北日本銀行 東京事務所

【電話番号】 東京(03)3294局0151番

【事務連絡者氏名】 取締役東京支店長兼東京事務所長 小寺 雄太

【縦覧に供する場所】 株式会社 東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社北日本銀行 仙台支店
(宮城県仙台市青葉区中央三丁目10番19号)

株式会社北日本銀行 東京支店
(東京都千代田区神田錦町一丁目8番地)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		2022年度 中間連結 会計期間	2023年度 中間連結 会計期間	2024年度 中間連結 会計期間	2022年度	2023年度
		(自2022年 4月1日 至2022年 9月30日)	(自2023年 4月1日 至2023年 9月30日)	(自2024年 4月1日 至2024年 9月30日)	(自2022年 4月1日 至2023年 3月31日)	(自2023年 4月1日 至2024年 3月31日)
連結経常収益	百万円	11,920	14,893	12,976	23,638	29,017
連結経常利益	百万円	2,381	1,456	2,977	3,500	4,098
親会社株主に 帰属する中間純利益	百万円	1,654	893	2,266		
親会社株主に 帰属する当期純利益	百万円				2,659	3,073
連結中間包括利益	百万円	1,183	4,088	891		
連結包括利益	百万円				411	11,247
連結純資産額	百万円	73,927	79,136	86,538	75,270	86,040
連結総資産額	百万円	1,583,519	1,513,881	1,554,973	1,495,481	1,522,676
1株当たり純資産額	円	8,782.39	9,368.70	10,223.54	8,942.49	10,187.48
1株当たり中間純利益	円	197.15	106.16	268.27		
1株当たり当期純利益	円				316.68	364.62
潜在株式調整後1株当 り中間純利益	円	196.03	105.70	267.65		
潜在株式調整後1株当 り当期純利益	円				314.88	363.27
自己資本比率	%	4.7	5.2	5.6	5.0	5.6
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	106,767	7,711	27,303	210,951	27,356
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	18,313	49,111	5,900	22,787	71,826
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	293	252	422	546	507
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	189,184	130,368	165,965	89,222	133,184
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	841 [289]	808 [278]	801 [280]	812 [288]	773 [277]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間連結会計期間の期首から適用しており、当中間連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 当行の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第119期中	第120期中	第121期中	第119期	第120期
決算年月		2022年9月	2023年9月	2024年9月	2023年3月	2024年3月
経常収益	百万円	10,033	12,173	11,335	20,006	24,423
経常利益	百万円	2,352	1,496	2,904	3,298	3,960
中間純利益	百万円	1,679	951	2,242		
当期純利益	百万円				2,576	3,016
資本金	百万円	7,761	7,761	7,761	7,761	7,761
発行済株式総数	千株	8,793	8,793	8,793	8,793	8,793
純資産額	百万円	71,279	76,371	83,076	72,424	82,560
総資産額	百万円	1,580,388	1,510,247	1,551,380	1,491,700	1,518,208
預金残高	百万円	1,428,719	1,420,870	1,445,659	1,401,519	1,420,534
貸出金残高	百万円	1,023,244	1,065,565	1,093,877	1,041,421	1,085,241
有価証券残高	百万円	332,338	283,067	261,772	326,032	268,733
1株当たり配当額	円	30.00	30.00	40.00	60.00	80.00
自己資本比率	%	4.5	5.1	5.4	4.8	5.4
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	830 [272]	797 [263]	787 [267]	801 [271]	759 [264]

(注) 1. 自己資本比率は、((中間) 期末純資産の部合計 - (中間) 期末新株予約権) を (中間) 期末資産の部の合計で除して算出しております。

2. 「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当中間会計期間の期首から適用しており、当中間会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当行グループ(当行及び当行の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、当半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があるとして認識している主要なリスクの発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した当行グループ（当行及び連結子会社）の事業等のリスクについて、重要な変更はありません。また、新たに発生した事業等のリスクに係る事項はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績

当中間連結会計期間の経常収益は、リース関連収入や株式等売却益が減少したことなどにより、前中間連結会計期間比1,917百万円減少して12,976百万円となりました。経常費用は、リース関連費用や国債等債券売却損が減少したことなどにより、前中間連結会計期間比3,439百万円減少して9,998百万円となりました。この結果、経常利益は前中間連結会計期間比1,521百万円増加の2,977百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前中間連結会計期間比1,373百万円増加の2,266百万円となりました。

セグメントごとの損益状況につきましては、「銀行業」の経常収益が株式等売却益の減少などにより前中間連結会計期間比838百万円減少して11,335百万円、セグメント利益である経常利益が国債等債券売却損の減少などにより前中間連結会計期間比1,408百万円増加して2,904百万円となりました。「リース業」の経常収益がリース関連収入の減少などにより前中間連結会計期間比1,117百万円減少して1,651百万円、セグメント利益である経常利益がリース関連費用の減少などにより、前中間連結会計期間比89百万円増加して42百万円となりました。「クレジットカード業・信用保証業」の経常収益が前中間連結会計期間比6百万円減少して356百万円、セグメント利益である経常利益が前中間連結会計期間比10百万円減少して96百万円となりました。

財政状態

預金残高（譲渡性預金含む）は、公金・金融機関預金の増加などにより、前連結会計年度末比249億円増加して1兆4,461億円となりました。

貸出金残高は、住宅ローンの増加などにより、前連結会計年度末比82億円増加して1兆854億円となりました。

有価証券残高については、国内外の投資環境や市場動向に留意した取り組みの結果、前連結会計年度末比69億円減少して2,608億円となりました

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比327億円増加して、1,659億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が増加したことなどにより273億円の収入となり、前中間連結会計期間比350億円増加いたしました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入などから59億円の収入となり、前中間連結会計期間比432億円減少いたしました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払などから4億円の支出となり、前中間連結会計期間比170百万円減少いたしました。

国内・国際業務部門別収支

当中間連結会計期間における資金運用収支は貸出金利息や有価証券利息配当金が増加したことなどにより前中間連結会計期間比311百万円増加して8,765百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比2百万円増加して113百万円、その他業務収支は国債等債券売却損が減少したことなどにより前中間連結会計期間比1,867百万円増加して129百万円となりました。

国内業務部門の資金運用収支は前中間連結会計期間比389百万円増加して8,649百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比2百万円増加して111百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比1,879百万円増加して128百万円となりました。

国際業務部門の資金運用収支は前中間連結会計期間比77百万円減少して116百万円、役務取引等収支は前中間連結会計期間比変わらず1百万円、その他業務収支は前中間連結会計期間比12百万円減少して0百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	8,260	193	8,454
	当中間連結会計期間	8,649	116	8,765
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	8,316	196	8,510 ³
	当中間連結会計期間	8,896	121	9,012 ⁵
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	55	3	55 ³
	当中間連結会計期間	246	5	246 ⁵
役務取引等収支	前中間連結会計期間	109	1	111
	当中間連結会計期間	111	1	113
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,339	2	1,342
	当中間連結会計期間	1,367	2	1,370
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,229	1	1,230
	当中間連結会計期間	1,255	1	1,257
その他業務収支	前中間連結会計期間	1,751	12	1,738
	当中間連結会計期間	128	0	129
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	2,811	12	2,823
	当中間連結会計期間	1,691	0	1,692
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	4,562		4,562
	当中間連結会計期間	1,562		1,562

(注) 1. 国内業務部門は当行及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当行の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

3. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間1百万円)を控除して表示してあります。

国内・国際業務部門別役務取引の状況

当中間連結会計期間における役務取引等収益は、保険窓販業務に係る受入手数料が増加したことなどにより前中間連結会計期間比28百万円増加して1,370百万円、役務取引等費用は、ローン保証料等が増加したことなどにより前中間連結会計期間比27百万円増加して1,257百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	1,339	2	1,342
	当中間連結会計期間	1,367	2	1,370
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	478		478
	当中間連結会計期間	443		443
うち為替業務	前中間連結会計期間	322	2	325
	当中間連結会計期間	322	2	324
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	10		10
	当中間連結会計期間	4		4
うち代理業務	前中間連結会計期間	21		21
	当中間連結会計期間	19		19
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	18		18
	当中間連結会計期間	17		17
うち保証業務	前中間連結会計期間	10		10
	当中間連結会計期間	12		12
うち投資信託取扱業務	前中間連結会計期間	125		125
	当中間連結会計期間	136		136
うち保険窓販業務	前中間連結会計期間	116		116
	当中間連結会計期間	184		184
役務取引等費用	前中間連結会計期間	1,229	1	1,230
	当中間連結会計期間	1,255	1	1,257
うち為替業務	前中間連結会計期間	26	1	28
	当中間連結会計期間	25	1	27
うちローン保証料等	前中間連結会計期間	1,060		1,060
	当中間連結会計期間	1,086		1,086

国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	1,418,106	919	1,419,026
	当中間連結会計期間	1,442,455	701	1,443,156
うち流動性預金	前中間連結会計期間	881,854		881,854
	当中間連結会計期間	891,552		891,552
うち定期性預金	前中間連結会計期間	532,746		532,746
	当中間連結会計期間	546,778		546,778
うちその他	前中間連結会計期間	3,505	919	4,425
	当中間連結会計期間	4,124	701	4,826
譲渡性預金	前中間連結会計期間	3,000		3,000
	当中間連結会計期間	3,000		3,000
総合計	前中間連結会計期間	1,421,106	919	1,422,026
	当中間連結会計期間	1,445,455	701	1,446,156

(注) 1. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

2. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・国際業務部門別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(未残・構成比)

業種別	前中間連結会計期間		当中間連結会計期間	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	1,057,613	100.00	1,085,489	100.00
製造業	49,326	4.66	50,219	4.63
農業、林業	1,281	0.12	1,134	0.10
漁業	42	0.01	37	0.00
鉱業、採石業、砂利採取業	88	0.01		
建設業	38,007	3.59	37,389	3.44
電気・ガス・熱供給・水道業	45,921	4.34	43,408	4.00
情報通信業	2,303	0.22	2,101	0.19
運輸業、郵便業	10,300	0.97	9,974	0.92
卸売業、小売業	54,728	5.18	52,594	4.85
金融業、保険業	79,128	7.48	88,177	8.12
不動産業、物品賃貸業	95,129	9.00	106,170	9.78
各種サービス業	116,688	11.03	114,861	10.58
地方公共団体	63,276	5.98	63,758	5.87
その他	501,389	47.41	515,661	47.52
海外及び特別国際金融取引勘定分				
政府等				
金融機関				
その他				
合計	1,057,613		1,085,489	

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(2006年金融庁告示第19号。以下「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当行は、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 連結自己資本比率(2/3)	9.09
2. 連結における自己資本の額	726
3. リスク・アセットの額	7,990
4. 連結総所要自己資本額	319

単体自己資本比率(国内基準)

(単位：億円、%)

	2024年9月30日
1. 自己資本比率(2/3)	8.82
2. 単体における自己資本の額	700
3. リスク・アセットの額	7,937
4. 単体総所要自己資本額	317

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(1998年法律第132号)第6条に基づき、当行の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(1948年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	2023年9月30日	2024年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	62	54
危険債権	96	103
要管理債権	33	32
正常債権	10,562	10,852

3 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	12,000,000
計	12,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2024年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2024年11月26日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	8,793,776	8,793,776	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。 なお、完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当行における 標準となる株式であります。
計	8,793,776	8,793,776		

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2024年9月30日		8,793		7,761		4,989

(5) 【大株主の状況】

2024年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号	765	9.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	415	4.91
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	370	4.38
北日本銀行従業員持株会	岩手県盛岡市中央通一丁目6番7号	195	2.30
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲二丁目2番1号	136	1.61
後藤 康文	岩手県宮古市	100	1.18
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区大手町二丁目6番4号	100	1.18
株式会社十文字チキンカンパニー	岩手県二戸市石切所火行塚25	100	1.18
SMBC日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	92	1.08
カメイ株式会社	宮城県仙台市青葉区国分町三丁目1番18号	91	1.07
計		2,367	27.97

(6) 【議決権の状況】
【発行済株式】

2024年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 332,700		単元株式数は100株であります。 なお、権利内容に何ら限定のない当 行における標準となる株式でありま す。
完全議決権株式(その他)	普通株式 8,398,100	83,981	同上
単元未満株式	普通株式 62,976		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	8,793,776		
総株主の議決権		83,981	

(注) 1. 上記の「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が100株含まれておりま
す。また、「議決権の数」の欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が1個含まれております。
2. 単元未満株式には当行所有の自己株式20株が含まれております。

【自己株式等】

2024年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社北日本銀行	岩手県盛岡市 中央通一丁目6番7号	332,700		332,700	3.78
計		332,700		332,700	3.78

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当中間会計期間における役員の異動はございません。

第4 【経理の状況】

1. 当行は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第18条第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、中間会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。
2. 当行の中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第4編の規定により第2種中間連結財務諸表を作成しております。
3. 当行の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（1982年大蔵省令第10号）に準拠しております。
また、当行は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第2号の上欄に掲げる会社に該当し、財務諸表等規則第1編及び第4編の規定により第2種中間財務諸表を作成しております。
4. 当行は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）の中間財務諸表について、北光監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】

(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	134,166	166,943
買入金銭債権	207	79
商品有価証券	46	29
金銭の信託	8,941	9,083
有価証券	1, 2, 4, 8 267,772	1, 2, 4, 8 260,810
貸出金	2, 3, 5 1,077,289	2, 3, 5 1,085,489
外国為替	2 1,921	2 1,573
リース債権及びリース投資資産	4 9,313	4 9,115
その他資産	2, 4 10,250	2, 4 10,327
有形固定資産	6, 7 14,929	6, 7 14,729
無形固定資産	1,262	1,240
退職給付に係る資産	2,649	2,690
繰延税金資産	191	209
支払承諾見返	2 2,647	2 1,794
貸倒引当金	8,912	9,145
資産の部合計	1,522,676	1,554,973
負債の部		
預金	4 1,418,239	4 1,443,156
譲渡性預金	3,000	3,000
借入金	4 1,621	4 1,396
その他負債	4,157	12,617
賞与引当金	353	357
役員賞与引当金	16	
退職給付に係る負債	1,643	1,647
役員退職慰労引当金	3	3
睡眠預金払戻損失引当金	48	47
ポイント引当金	9	13
繰延税金負債	2,769	2,290
再評価に係る繰延税金負債	6 2,126	6 2,109
支払承諾	2,647	1,794
負債の部合計	1,436,635	1,468,435
純資産の部		
資本金	7,761	7,761
資本剰余金	4,989	4,996
利益剰余金	56,969	58,851
自己株式	829	778
株主資本合計	68,890	70,831
その他有価証券評価差額金	11,511	10,178
土地再評価差額金	6 4,666	6 4,629
退職給付に係る調整累計額	904	862
その他の包括利益累計額合計	17,083	15,670
新株予約権	66	36
純資産の部合計	86,040	86,538
負債及び純資産の部合計	1,522,676	1,554,973

(2)【中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書】

【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
経常収益	14,893	12,976
資金運用収益	8,510	9,012
(うち貸出金利息)	6,154	6,404
(うち有価証券利息配当金)	2,238	2,446
役務取引等収益	1,342	1,370
その他業務収益	2,823	1,692
その他経常収益	¹ 2,217	¹ 900
経常費用	13,437	9,998
資金調達費用	56	248
(うち預金利息)	48	240
役務取引等費用	1,230	1,257
その他業務費用	² 4,562	² 1,562
営業経費	³ 6,648	³ 6,431
その他経常費用	⁴ 938	⁴ 498
経常利益	1,456	2,977
特別利益	0	17
固定資産処分益	0	17
特別損失	164	73
固定資産処分損	13	34
減損損失	⁵ 150	⁵ 38
税金等調整前中間純利益	1,293	2,921
法人税、住民税及び事業税	67	568
法人税等調整額	332	86
法人税等合計	399	654
中間純利益	893	2,266
親会社株主に帰属する中間純利益	893	2,266

【中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
中間純利益	893	2,266
その他の包括利益	3,194	1,374
その他有価証券評価差額金	3,218	1,332
退職給付に係る調整額	23	42
中間包括利益	4,088	891
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	4,088	891

(3)【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,989	54,296	913	66,133
当中間期変動額					
剰余金の配当			252		252
親会社株主に帰属する中間純利益			893		893
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0		85	85
土地再評価差額金の取崩			102		102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		0	744	85	829
当中間期末残高	7,761	4,989	55,041	828	66,963

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,914	4,771	327	9,014	122	75,270
当中間期変動額						
剰余金の配当						252
親会社株主に帰属する中間純利益						893
自己株式の取得						0
自己株式の処分						85
土地再評価差額金の取崩						102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	3,218	102	23	3,091	55	3,036
当中間期変動額合計	3,218	102	23	3,091	55	3,866
当中間期末残高	7,133	4,668	303	12,106	66	79,136

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,761	4,989	56,969	829	68,890
当中間期変動額					
剰余金の配当			421		421
親会社株主に帰属する中間純利益			2,266		2,266
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		7		51	59
土地再評価差額金の取崩			37		37
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		7	1,882	51	1,940
当中間期末残高	7,761	4,996	58,851	778	70,831

	その他の包括利益累計額				新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	11,511	4,666	904	17,083	66	86,040
当中間期変動額						
剰余金の配当						421
親会社株主に帰属する中間純利益						2,266
自己株式の取得						0
自己株式の処分						59
土地再評価差額金の取崩						37
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	1,332	37	42	1,412	30	1,443
当中間期変動額合計	1,332	37	42	1,412	30	497
当中間期末残高	10,178	4,629	862	15,670	36	86,538

(4)【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,293	2,921
減価償却費	364	437
減損損失	150	38
貸倒引当金の増減()	490	232
賞与引当金の増減額(は減少)	9	3
役員賞与引当金の増減額(は減少)	20	16
退職給付に係る資産の増減額(は増加)	38	41
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	4	3
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	0	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減()	1	0
ポイント引当金の増減額(は減少)	1	3
資金運用収益	8,510	9,012
資金調達費用	56	248
有価証券関係損益()	12	381
金銭の信託の運用損益(は運用益)	265	187
固定資産処分損益(は益)	13	17
貸出金の純増()減	24,138	8,200
預金の純増減()	19,263	24,917
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減()	210	224
預け金(日銀預け金を除く)の純増()減	45	4
コールローン等の純増()減	979	127
外国為替(資産)の純増()減	90	347
リース債権及びリース投資資産の純増()減	106	185
資金運用による収入	8,172	8,813
資金調達による支出	58	126
その他	4,407	7,551
小計	6,790	27,663
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	921	360
営業活動によるキャッシュ・フロー	7,711	27,303

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月 30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月 30日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	10,595	20,718
有価証券の売却による収入	28,595	3,285
有価証券の償還による収入	32,018	23,592
金銭の信託の増加による支出	304	
有形固定資産の取得による支出	161	183
有形固定資産の除却による支出	6	21
有形固定資産の売却による収入	2	128
無形固定資産の取得による支出	437	183
投資活動によるキャッシュ・フロー	49,111	5,900
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	0	0
自己株式の売却による収入	0	0
配当金の支払額	252	421
財務活動によるキャッシュ・フロー	252	422
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	41,146	32,781
現金及び現金同等物の期首残高	89,222	133,184
現金及び現金同等物の中間期末残高	1 130,368	1 165,965

【注記事項】

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 2社

きたぎんユーシー株式会社

きたぎんリース・システム株式会社

(2) 非連結子会社

きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

なし

(2) 持分法適用の関連会社

なし

(3) 持分法非適用の非連結子会社

きたぎん六次産業化支援ファンド投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連会社

なし

持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 2社

4. 会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ)有価証券の評価は、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ)金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記4.(1)及び4.(2)(イ)と同じ方法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法（車両運搬具については定率法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：3年～20年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行及び連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- 正常先 : 業況が正常であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
- 要注意先 : 貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- 要管理先 : 要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
- 破綻懸念先 : 現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
- 実質破綻先 : 実質的に経営破綻に陥っている債務者
- 破綻先 : 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

正常先及び要注意先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,059百万円（前連結会計年度末は1,317百万円）であります。

連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、連結子会社において役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(9) ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、連結子会社が行っているクレジットカード業務に係る交換可能ポイントの使用による費用負担に備えるため、当中間連結会計期間末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(10)退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(11)外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(12)リース取引の処理方法

（貸手側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(13)重要なヘッジ会計の方法

（イ）金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間連結会計期間末までに取引の実績はございません。

（ロ）為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

(14)中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

(会計方針の変更)

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間連結会計期間の期首から適用しております。

なお、中間連結財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前連結会計年度の有価証券報告書の(重要な会計上の見積り)に記載した主要な仮定について重要な変更はありません。

海外経済の動向や物価上昇の影響は今後一定期間続くものと想定し、当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率により、当中間連結会計期間において、貸倒引当金1,128百万円を追加計上しております。

当該仮定には不確実性があり、今後の経済環境や個別貸出先の業績が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式又は出資金の総額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
出資金	10 百万円	10 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,667 百万円	5,431 百万円
危険債権額	10,194 百万円	10,322 百万円
要管理債権額	3,281 百万円	3,193 百万円
三月以上延滞債権額	112 百万円	125 百万円
貸出条件緩和債権額	3,168 百万円	3,067 百万円
小計額	19,143 百万円	18,947 百万円
正常債権額	1,069,608 百万円	1,076,838 百万円
合計額	1,088,752 百万円	1,095,785 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
	1,125 百万円	867 百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	47,925 百万円	47,733 百万円
リース債権及びリース投資資産	277 百万円	255 百万円
計	48,202 百万円	47,989 百万円

担保資産に対応する債務

預金	1,321 百万円	1,204 百万円
借入金	206 百万円	166 百万円

また、その他資産には、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
保証金	91 百万円	93 百万円
中央清算機関差入証拠金	5,000 百万円	5,000 百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	103,470 百万円	103,646 百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの	97,044 百万円	99,489 百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律(1998年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

2000年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(1998年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める当該事業用土地について地方税法(1950年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格、及び第4号に定める当該事業用土地について地価税法(1991年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に(奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
3,601 百万円	3,388 百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
減価償却累計額	12,924 百万円	12,920 百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額

前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
8,079 百万円	7,889 百万円

(中間連結損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
償却債権取立益	16 百万円	146 百万円
株式等売却益	1,871 百万円	504 百万円
金銭の信託運用益	269 百万円	187 百万円

2. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
国債等債券売却損	1,884 百万円	37 百万円

3. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
給料・手当	3,021 百万円	3,062 百万円

4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間連結会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
貸倒引当金繰入額	851 百万円	359 百万円
貸出金償却	23 百万円	2 百万円

5. 減損損失

前中間連結会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額150百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
稼働資産	岩手県内	営業店舗 1 か所	土地 建物	150
合計				150

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

当中間連結会計期間（自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日）

営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び継続的な地価の下落等により、以下の資産グループについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額38百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
稼働資産	岩手県内	営業店舗 1 か所	土地 建物	38
合計				38

営業用店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っており、本店、事務センター、社宅・寮等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。また、連結子会社は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、原則として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。なお、重要性の乏しい不動産については路線価等を合理的に調整した価額に基づき算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	8,793			8,793	
合計	8,793			8,793	
自己株式					
普通株式	390	0	36	354	(注)1, 2
合計	390	0	36	354	

(注)1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少36千株は、譲渡制限付株式の割当14千株及び新株予約権の行使22千株による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約 権の目的 となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オブ ションとしての新 株予約権					66	
	合計					66	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年6月23日 定時株主総会	普通株式	252	30	2023年3月31日	2023年6月26日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年11月 10日取締役会	普通株式	253	その他利益 剰余金	30	2023年9月30日	2023年12月6日

当中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式	8,793			8,793	
普通株式	8,793			8,793	
合計					
自己株式					
普通株式	354	0	22	332	(注) 1, 2
合計	354	0	22	332	

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加0千株は、単元未満株式の買取り0千株による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少22千株は、譲渡制限付株式の割当10千株及び新株予約権の行使12千株による減少であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的 となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当中間連結会計期間			
				増加	減少		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権					36	
合計						36	

3. 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月26日 定時株主総会	普通株式	421	50	2024年3月31日	2024年6月27日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年11月 12日取締役会	普通株式	338	その他利益 剰余金	40	2024年9月30日	2024年12月6日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
現金預け金勘定	131,259 百万円	166,943 百万円
預け金(日銀預け金を除く)	890 百万円	977 百万円
現金及び現金同等物	130,368 百万円	165,965 百万円

(リース取引関係)

(借手側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	1	8
1年超	2	17
合計	3	25

(貸手側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) リース投資資産の内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
リース料債権部分	9,739	9,560
見積残存価額部分	237	229
受取利息相当額()	663	673
合計	9,313	9,115

(2) リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の金額の回収期日別内訳

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)		当中間連結会計期間 (2024年9月30日)	
	リース債権	リース投資資産に 係るリース料債権部分	リース債権	リース投資資産に 係るリース料債権部分
1年以内		2,534		2,558
1年超2年以内		2,147		2,156
2年超3年以内		1,701		1,658
3年超4年以内		1,197		1,191
4年超5年以内		777		781
5年超		1,380		1,212
合計		9,739		9,560

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1年内	0	2
1年超		3
合計	0	5

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません(注1)参照)。また、現金預け金、コールローン及び外国為替(資産・負債)は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)商品有価証券			
売買目的有価証券	46	46	
(2)金銭の信託	8,941	8,941	
(3)有価証券			
その他有価証券	261,398	261,398	
(4)貸出金	1,077,289		
貸倒引当金(*)	8,198		
	1,069,090	1,074,186	5,096
資産計	1,339,476	1,344,573	5,096
預金	1,418,239	1,418,281	41
負債計	1,418,239	1,418,281	41

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

(単位:百万円)

区分	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)商品有価証券			
売買目的有価証券	29	29	
(2)金銭の信託	9,083	9,083	
(3)有価証券			
その他有価証券	254,355	254,355	
(4)貸出金	1,085,489		
貸倒引当金(*)	8,379		
	1,077,110	1,081,469	4,359
資産計	1,340,579	1,344,938	4,359
預金	1,443,156	1,442,876	279
負債計	1,443,156	1,442,876	279

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額(連結貸借対照表計上額)は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(単位:百万円)

区分	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
非上場株式(*1)(*2)	652	651
組合出資金等(*3)	5,721	5,803

(*1)非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(*2)前連結会計年度において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3)組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日)第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		8,941		8,941
有価証券				
売買目的有価証券				
国債	46			46
その他有価証券				
国債	9,524			9,524
地方債		103,414		103,414
社債		18,830	8,109	26,940
株式	25,146			25,146
その他	11,450	84,921		96,372
資産計	46,167	216,108	8,109	270,386

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託		9,083		9,083
有価証券				
売買目的有価証券				
国債	29			29
その他有価証券				
国債	13,322			13,322
地方債		97,705		97,705
社債		17,585	7,902	25,487
株式	24,367			24,367
その他	13,656	79,815		93,472
資産計	51,376	204,190	7,902	263,469

(2)時価で中間連結貸借対照表（連結貸借対照表）に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金			1,074,186	1,074,186
資産計			1,074,186	1,074,186
預金		1,418,281		1,418,281
負債計		1,418,281		1,418,281

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金			1,081,469	1,081,469
資産計			1,081,469	1,081,469
預金		1,442,876		1,442,876
負債計		1,442,876		1,442,876

(注1)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託の信託財産の構成物である有価証券及び貸出金については、取引金融機関から提示された価格によっており、構成物のレベルに基づき、主にレベル2に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

有価証券

原則として、株式については当中間連結会計期間(連結会計年度)末日の市場価格をもって時価としており、市場の活発性に基づき、主にレベル1に分類しております。株式以外の市場価格のある有価証券については、当中間連結会計期間(連結会計年度)末日の市場価格を基に算定した価格をもって時価としており、主に国債はレベル1、それ以外の債券はレベル2に分類しております。

市場価格のない私募債については、与信先の内部格付や期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。これらの取引については、主にレベル3に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

貸出金

貸出金については、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用リスク等を反映させた割引率で割り引いて時価を算定しております。

このうち変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない場合は時価と帳簿価額が近似していることから、帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日(連結決算日)における中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金

要求払預金について、中間連結決算日(連結決算日)に要求に応じて直ちに支払うものは、その金額を時価としております。

また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いた割引現在価値により時価を算定しております。

割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

(注2)時価で中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1)重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度(2024年3月31日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.0% 12.5%	0.8%
社債		倒産時の損失率	0.0% 100.0%	79.5%

当中間連結会計期間(2024年9月30日)

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券	現在価値技法	倒産確率	0.0% 12.5%	0.9%
社債		倒産時の損失率	0.0% 100.0%	77.9%

(2)期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益
前連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	6,555		45	1,599			8,109	

（*）連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当中間連結会計期間（2024年9月30日）

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券								
その他有価証券								
社債	8,109		17	190			7,902	

（*）中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3)時価の評価プロセスの説明

当行グループは市場運用部署において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿ってフロント部門が時価を算定しております。

算定された時価は、ミドル部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。

検証結果は毎期リスク管理部署に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。

また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4)重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

倒産確率

倒産確率は、倒産事象が発生する可能性を示しており、過去の取引先の倒産実績をもとに算定した推定値です。

倒産確率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

倒産時の損失率

倒産時の損失率は、倒産時において発生すると見込まれる損失の債券又は貸出金の残高合計に占める割合を示す推定値です。

倒産時の損失率の大幅な上昇（低下）は、時価の著しい下落（上昇）を生じさせます。

(有価証券関係)

1. 中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)の「有価証券」について記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

1. 満期保有目的の債券
該当事項はありません。

2. その他有価証券
前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,729	10,991	11,737
	債券	54,168	53,804	364
	国債	9,524	9,497	26
	地方債	31,542	31,286	255
	社債	13,101	13,019	81
	その他	70,124	63,707	6,417
	小計	147,022	128,503	18,519
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,417	2,672	255
	債券	85,711	86,342	630
	国債			
	地方債	71,872	72,352	480
	社債	13,838	13,989	150
	その他	26,247	27,189	942
	小計	114,376	116,204	1,827
合計		261,398	244,707	16,691

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	23,199	12,218	10,981
	債券	50,411	50,047	363
	国債	13,322	13,157	165
	地方債	27,296	27,148	147
	社債	9,792	9,742	50
	その他	67,605	61,979	5,626
	小計	141,216	124,245	16,970
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,167	1,266	98
	債券	86,104	87,053	949
	国債			
	地方債	70,409	71,163	754
	社債	15,695	15,890	194
	その他	25,866	26,938	1,071
	小計	113,139	115,258	2,119
合計		254,355	239,504	14,851

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額（連結貸借対照表計上額）とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間（連結会計年度）の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度及び当中間連結会計期間における減損処理額はございません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、期末の時価が簿価に比べて50%以上下落したもの、及び、期末の時価が簿価に比べて30%以上50%未満下落したもので時価の回復可能性が認められないものとしております。

(金銭の信託関係)

1. 運用目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

3. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの (百万円)	うち連結貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	8,941	9,088	146	35	181

(注)「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	中間連結貸借対 照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えるもの (百万円)	うち中間連結貸借対 照表計上額が取得原 価を超えないもの (百万円)
その他の 金銭の信託	9,083	9,303	220	32	252

(注)「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表(連結貸借対照表)に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

	金額(百万円)
評価差額	16,544
その他有価証券	16,691
その他の金銭の信託	146
()繰延税金負債	5,033
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,511
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	11,511

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

	金額(百万円)
評価差額	14,631
その他有価証券	14,851
その他の金銭の信託	220
()繰延税金負債	4,452
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	10,178
()非支配株主持分相当額	
その他有価証券評価差額金	10,178

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 金利関連取引

該当事項はありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(2024年3月31日現在)

該当事項はありません。

当中間連結会計期間(2024年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建				
	買建				
	通貨オプション				
店頭	売建				
	買建				
	通貨スワップ				
	為替予約				
	売建	225		5	5
	買建	146		3	3
	通貨オプション				
	売建				
買建					
その他	売建				
	買建				
	合計			1	1

(注)上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

該当事項はありません。

(4) 債券関連取引

該当事項はありません。

(5) 商品関連取引

該当事項はありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当行グループの報告セグメントは、当行グループの構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当行グループは、当行及び連結子会社2社を基礎とした金融業におけるサービス別の事業セグメントから構成されており、「銀行業」、「リース業」及び「クレジットカード業・信用保証業」を報告セグメントとしております。

なお、「銀行業」では預金業務、貸出金業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務等を展開しております。「リース業」ではリース業務等を行っており、「クレジットカード業・信用保証業」ではクレジットカード業務、信用保証業務等を行っております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジットカード業・信用保証業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	12,040	2,765	87	14,893		14,893
セグメント間の内部経常収益	133	2	274	409	409	
計	12,173	2,768	362	15,303	409	14,893
セグメント利益又は損失()	1,496	47	106	1,555	98	1,456
セグメント資産	1,510,646	12,001	2,056	1,524,703	10,822	1,513,881
セグメント負債	1,433,970	10,393	353	1,444,717	9,971	1,434,745
その他の項目						
減価償却費	361	1	0	364		364
資金運用収益	8,619	0	9	8,629	119	8,510
資金調達費用	49	24	2	75	19	56
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	584	14	0	598		598

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次の通りであります。

(1)セグメント利益又は損失()の調整額 98百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2)セグメント資産の調整額 10,822百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(3)セグメント負債の調整額 9,971百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(4)資金運用収益の調整額 119百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(5)資金調達費用の調整額 19百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益又は損失()は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	中間連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計		
経常収益						
外部顧客に対する経常収益	11,241	1,649	84	12,976		12,976
セグメント間の内部経常収益	93	1	271	367	367	
計	11,335	1,651	356	13,343	367	12,976
セグメント利益	2,904	42	96	3,043	66	2,977
セグメント資産	1,552,565	12,211	2,089	1,566,866	11,892	1,554,973
セグメント負債	1,468,626	10,520	349	1,479,496	11,061	1,468,435
その他の項目						
減価償却費	428	7	1	437		437
資金運用収益	9,082	0	9	9,092	79	9,012
資金調達費用	241	24	2	268	19	248
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	362	3	0	366		366

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 調整額は、次の通りであります。

(1)セグメント利益の調整額 66百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(2)セグメント資産の調整額 11,892百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(3)セグメント負債の調整額 11,061百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(4)資金運用収益の調整額 79百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

(5)資金調達費用の調整額 19百万円は、セグメント間取引消去によるものであります。

3. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(収益の分解情報)

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	12,040	2,765	87	14,893
うち 役務取引等収益	1,309		32	1,342
預金・貸出業務	478			478
為替業務	325			325
投資信託取扱業務	125			125
保険窓販業務	116			116
その他	263		32	296

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			
	銀行業	リース業	クレジット カード業・ 信用保証業	計
経常収益				
外部顧客に対する経常収益	11,241	1,649	84	12,976
うち 役務取引等収益	1,337		32	1,370
預金・貸出業務	443			443
為替業務	324			324
投資信託取扱業務	136			136
保険窓販業務	184			184
その他	247		32	280

(注) 上表には企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」等に基づく収益も含んでおります。

【関連情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	リース 関連業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	6,154	4,110	1,342	2,765	521	14,893

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の100%であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

(単位:百万円)

	貸出業務	有価証券 投資業務	役務取引業務	リース 関連業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	6,404	2,950	1,370	1,648	602	12,976

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当行グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の100%であるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当行グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の100%であるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前中間連結会計期間(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信用保証業	
減損損失	150			150

当中間連結会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			合計
	銀行業	リース業	クレジットカード業・ 信用保証業	
減損損失	38			38

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額及び算定上の基礎

		前連結会計年度 (2024年3月31日)	当中間連結会計期間 (2024年9月30日)
1株当たり純資産額		10,187円48銭	10,223円54銭
(算定上の基礎)			
純資産の部の合計額	百万円	86,040	86,538
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	66	36
(うち新株予約権)	百万円	66	36
普通株式に係る中間期末(期末)の純資産額	百万円	85,973	86,502
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末(期末)の普通株式の数	千株	8,439	8,461

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

		前中間連結会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
(1) 1株当たり中間純利益	円	106.16	268.27
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	893	2,266
普通株主に帰属しない金額	百万円		
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	百万円	893	2,266
普通株式の期中平均株式数	千株	8,420	8,449
(2) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益	円	105.70	267.65
(算定上の基礎)			
親会社株主に帰属する中間純利益調整額	百万円		
普通株式増加数	千株	36	19
うち新株予約権	千株	36	19
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

3 【中間財務諸表】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
現金預け金	134,092	166,869
買入金銭債権	207	79
商品有価証券	46	29
金銭の信託	8,941	9,083
有価証券	1, 2, 4, 6 268,733	1, 2, 4, 6 261,772
貸出金	2, 3, 5 1,085,241	2, 3, 5 1,093,877
外国為替	2 1,921	2 1,573
その他資産	7,074	7,304
その他の資産	2, 4 7,074	2, 4 7,304
有形固定資産	14,891	14,681
無形固定資産	1,224	1,204
前払年金費用	1,404	1,505
支払承諾見返	2 2,647	2 1,794
貸倒引当金	8,218	8,396
資産の部合計	1,518,208	1,551,380
負債の部		
預金	4 1,420,534	4 1,445,659
譲渡性預金	3,000	3,000
借入金	91	88
その他負債	2,772	11,645
未払法人税等	186	304
資産除去債務	176	170
その他の負債	2,409	11,170
賞与引当金	350	354
役員賞与引当金	16	
退職給付引当金	1,691	1,695
睡眠預金払戻損失引当金	48	47
繰延税金負債	2,369	1,910
再評価に係る繰延税金負債	2,126	2,109
支払承諾	2,647	1,794
負債の部合計	1,435,647	1,468,304

(単位：百万円)

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
純資産の部		
資本金	7,761	7,761
資本剰余金	4,989	4,996
資本準備金	4,989	4,989
その他資本剰余金	0	7
利益剰余金	54,394	56,252
利益準備金	3,500	3,500
その他利益剰余金	50,893	52,752
圧縮積立金	207	207
別途積立金	47,440	48,940
繰越利益剰余金	3,246	3,604
自己株式	829	778
株主資本合計	66,315	68,232
その他有価証券評価差額金	11,510	10,178
土地再評価差額金	4,666	4,629
評価・換算差額等合計	16,177	14,807
新株予約権	66	36
純資産の部合計	82,560	83,076
負債及び純資産の部合計	1,518,208	1,551,380

(2)【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
経常収益	12,173	11,335
資金運用収益	8,619	9,082
(うち貸出金利息)	6,164	6,414
(うち有価証券利息配当金)	2,338	2,506
役務取引等収益	1,316	1,345
その他業務収益	13	0
その他経常収益	¹ 2,223	¹ 906
経常費用	10,677	8,431
資金調達費用	49	241
(うち預金利息)	48	240
役務取引等費用	1,505	1,529
その他業務費用	² 1,933	² 77
営業経費	³ 6,458	³ 6,243
その他経常費用	⁴ 730	⁴ 340
経常利益	1,496	2,904
特別利益		17
特別損失	164	73
税引前中間純利益	1,331	2,848
法人税、住民税及び事業税	9	499
法人税等調整額	370	105
法人税等合計	380	605
中間純利益	951	2,242

(3)【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,761	4,989		4,989	3,500	208	45,340	2,729	51,778
当中間期変動額									
剰余金の配当								252	252
圧縮積立金の取崩						0		0	
別途積立金の積立							2,100	2,100	
中間純利益								951	951
自己株式の取得									
自己株式の処分			0	0					
土地再評価差額金の取崩								102	102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計			0	0		0	2,100	1,297	801
当中間期末残高	7,761	4,989	0	4,989	3,500	208	47,440	1,431	52,580

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	913	63,615	3,914	4,771	8,686	122	72,424
当中間期変動額							
剰余金の配当		252					252
圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
中間純利益		951					951
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	85	85					85
土地再評価差額金の取崩		102					102
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			3,218	102	3,115	55	3,059
当中間期変動額合計	85	887	3,218	102	3,115	55	3,947
当中間期末残高	828	64,503	7,132	4,668	11,801	66	76,371

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

(単位: 百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
						圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	7,761	4,989	0	4,989	3,500	207	47,440	3,246	54,394
当中間期変動額									
剰余金の配当								421	421
圧縮積立金の取崩						0		0	
別途積立金の積立							1,500	1,500	
中間純利益								2,242	2,242
自己株式の取得									
自己株式の処分			7	7					
土地再評価差額金の取崩								37	37
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)									
当中間期変動額合計			7	7		0	1,500	358	1,858
当中間期末残高	7,761	4,989	7	4,996	3,500	207	48,940	3,604	56,252

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計		
当期首残高	829	66,315	11,510	4,666	16,177	66	82,560
当中間期変動額							
剰余金の配当		421					421
圧縮積立金の取崩							
別途積立金の積立							
中間純利益		2,242					2,242
自己株式の取得	0	0					0
自己株式の処分	51	59					59
土地再評価差額金の取崩		37					37
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)			1,332	37	1,369	30	1,400
当中間期変動額合計	51	1,916	1,332	37	1,369	30	515
当中間期末残高	778	68,232	10,178	4,629	14,807	36	83,076

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法(売却原価は移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記1.及び2.(1)と同じ方法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

有形固定資産は、定額法(車両運搬具については定率法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物：3年～50年

その他：3年～20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

正常先	:	業況が正常であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者
要注意先	:	貸出条件や履行状況に問題のある債務者、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
要管理先	:	要注意先のうち、債権の全部又は一部が要管理債権である債務者
破綻懸念先	:	現在は経営破綻の状態にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者
実質破綻先	:	実質的に経営破綻に陥っている債務者
破綻先	:	破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者

正常先及び要注意先に対する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額につき、主として今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

また、要管理先及び破綻懸念先で与信額が一定の額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを債権の当初の約定利子率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から、担保、保証による回収可能見込額及び直接減額した下記取立不能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,059百万円（前事業年度末は1,317百万円）であります。

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(イ)金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。なお、当中間会計期間末までに取引の実績はございません。

(ロ)為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

8. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は、中間連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(会計方針の変更)

(法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日）等を当中間会計期間の期首から適用しております。

なお、中間財務諸表に与える影響はありません。

(追加情報)

前事業年度の有価証券報告書の（重要な会計上の見積り）に記載した主要な仮定について重要な変更はありません。

海外経済の動向や物価上昇の影響は今後一定期間続くものと想定し、当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があると仮定しております。こうした仮定のもと、当該影響により予想される損失に備えるため、現時点で入手可能な情報に基づき債務者区分の判定を行っております。また、貸倒実績率に必要な修正を加えた予想損失率により、当中間会計期間において、貸倒引当金1,128百万円を追加計上しております。

当該仮定には不確実性があり、今後の経済環境や個別貸出先の業績が変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式又は出資金の総額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
株式	964 百万円	964 百万円
出資金	10 百万円	10 百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他の資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	5,662 百万円	5,426 百万円
危険債権額	10,192 百万円	10,321 百万円
要管理債権額	3,281 百万円	3,193 百万円
三月以上延滞債権額	112 百万円	125 百万円
貸出条件緩和債権額	3,168 百万円	3,067 百万円
小計額	19,136 百万円	18,941 百万円
正常債権額	1,077,571 百万円	1,085,235 百万円
合計額	1,096,707 百万円	1,104,176 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	1,125 百万円	867 百万円

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
担保に供している資産		
有価証券	47,925 百万円	47,733 百万円
計	47,925 百万円	47,733 百万円

担保資産に対応する債務

預金 1,321 百万円 1,204 百万円

また、その他の資産には、保証金及び中央清算機関差入証拠金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
保証金	82 百万円	84 百万円
中央清算機関差入証拠金	5,000 百万円	5,000 百万円

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
融資未実行残高	100,097 百万円	100,374 百万円
うち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消し可能なもの	93,672 百万円	96,216 百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額

	前事業年度 (2024年3月31日)	当中間会計期間 (2024年9月30日)
	8,079 百万円	7,889 百万円

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
償却債権取立益	16 百万円	146 百万円
株式等売却益	1,871 百万円	504 百万円
金銭の信託運用益	269 百万円	187 百万円

2. その他業務費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
国債等債券売却損	1,884 百万円	37 百万円

3. 減価償却実施額は次のとおりであります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
有形固定資産	195 百万円	227 百万円
無形固定資産	165 百万円	200 百万円

4. その他経常費用には、次のものを含んでおります。

	前中間会計期間 (自 2023年 4月 1日 至 2023年 9月30日)	当中間会計期間 (自 2024年 4月 1日 至 2024年 9月30日)
貸倒引当金繰入額	647 百万円	204 百万円
貸出金償却	20 百万円	百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額(貸借対照表計上額)

(単位: 百万円)

	前事業年度 (2024年 3月31日)	当中間会計期間 (2024年 9月30日)
子会社株式	964	964
関連会社株式		
合計	964	964

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、中間連結財務諸表「注記事項(セグメント情報等)」に記載の通りであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【その他】

中間配当

2024年11月12日開催の取締役会において、第121期の中間配当につき次のとおり決議しました。

中間配当金額	338百万円
1株当たりの中間配当金	40円00銭
支払請求の効力発生日及び支払開始日	2024年12月6日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 明 哲

代表社員
業務執行社員 公認会計士 戸小台 誠

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩根 洋 介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行及び連結子会社の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、中間連結財務諸表の中間監査を計画し実施する。監査人は、中間連結財務諸表の中間監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で中間監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 . 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月22日

株式会社北日本銀行
取締役会 御中

北光監査法人
岩手県盛岡市

代表社員
業務執行社員 公認会計士 遠藤 明 哲

代表社員
業務執行社員 公認会計士 戸小台 誠

代表社員
業務執行社員 公認会計士 岩根 洋 介

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社北日本銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第121期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社北日本銀行の2024年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。